

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等 を定める省令（案）について

平成 27 年 8 月
自治財政局交付税課

1. 制定理由

本年度の地域再生法改正により、

- ・ 本社機能を東京 23 区から地方へ移転した企業（移転型）
- ・ 地方にある本社機能を拡充した企業（拡充型）

に対し、地方公共団体が地方税（事業税、固定資産税及び不動産取得税）の不均一課税を行った場合、普通交付税により減収を補填することとされた。

本省令は、当該減収補填措置が適用される条件を定めるものである。

2. 省令案の内容（主なもの）

○ 減収補填措置が適用される条件として以下を規定する。

①財政力に関する要件

減収補填措置が適用される地方公共団体の財政力に関する要件を規定

②取得価額要件

減収補填措置の対象となる設備の取得価額に関する要件を国税における特例等を参考に規定

③適用対象期間

個々の事業者が作成する計画の認定日（認定期間は平成 30 年 3 月 31 日まで）から 2 年以内（国税における特例と同じ）

○ その他所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

公布日から施行する。